

下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関駅周辺の居住誘導区域に存する空き家の除却を推進することにより、空き家の跡地の有効活用を促進し、もって当該区域のまちの更新及び住環境の向上を図るため、空き家の除却に要する費用の一部を補助する下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 解体業者 建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を受けている者又は解体工事業の登録をしている者で市内に本店、支店、営業所、事務所等を有するものをいう。

(2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成する下関市立地適正化計画に定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域をいう。

(3) 下関駅周辺地区 別表第1に定める地区をいう。

(4) 空き家 次に掲げる要件の全てを満たす建築物（長屋住宅の各戸を含む。）をいう。

ア 下関駅周辺地区に存しており、おおむね年間を通して使用実績がなく、常時無人の状態であること。

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定による命令に係る特定空家等（同法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）でないこと。

(交付の対象)

第3条 補助金は、市長が公益上必要があると認める次条第2項に規定する補助対象事業を行う同条第1項に規定する補助対象者に対して、その実施に必要な経費の一部について交付する。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 空き家を除却しようとする者であること。
- (2) 空き家を処分する権利を有する者であること。
- (3) 下関市の市税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (5) 第7条第1項の規定による申請を行う年度において、空き家又は危険家屋の除却を補助対象事業とする他の補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が解体業者に依頼して行う空き家の除却工事で、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 空き家の一部を除却する工事（長屋の一部の住戸を除却する工事を除く。）
- (2) 他の制度等に基づく補助金等の交付を受ける工事
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象事業に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助対象事業を行う補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 空き家の位置図（付近見取図）
- (2) 空き家の平面図（空き家の用途が住宅の場合に限る。）
- (3) 空き家の外観写真
- (4) 空き家が記載された固定資産税・都市計画税納税通知書の写し又は固定資産課税台帳兼名寄帳若しくは全部事項証明書の写し
- (5) 解体業者が提出した見積書の写し（経費の内訳が記載されたものに限るものとし、家財撤去又は外構工事を含む場合にあっては当該撤去等に要する額を、含まない場合にあってはその旨を内訳に明記するものとする。）
- (6) 前号の解体業者の建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可書又は解体工事業の届出書の写し
- (7) 市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 空き家を処分する権利を有することが確認できる書類（第4号の書類で確認できる場合を除く。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、空き家の用途が住宅であった場合には、必要に応じて別表第2による住宅の不良度の測定及び別表第3による周辺への危険度の判定を実施するものとする。

3 補助対象者は、1会計年度内において、複数の空き家の除却を補助対象事業とした補助金の交付の決定を受けることができないものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第8条第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の実施）

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

2 補助事業者が第8条第1項の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、当該補助事業者に対しては、補助金を交付しない。

（申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金取下げ申出書（様式第4号）により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、前項の申請書に添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 補助事業者は、補助対象事業が当該年度の2月末日までに完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を

受けなければならない。

- 4 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 5 市長は、前項の場合において、下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金変更等決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業完了届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象事業に係る解体業者の請負代金請求書の写し（補助対象事業の着手後に金額の変更があった場合は、内訳を添付するものとする。ただし、前条第2項の規定により内訳が記載されたものを提出しているときは、この限りでない。）
- (3) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し。ただし、口座振込等により領収書の交付がない場合は、支払状況が分かるものとして、市長が認めた書類とする。
- (4) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票（E票）等をいう。）の写し
- (5) 補助対象事業の完了を確認できる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、当該補助事業者が空き家の除却工事契約を締結した解体業者に補助金の受領を委任する場合は、請求書(受領委任払用)(様式第10号)によるものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求を受理した日から30日以内に補助事業者又は解体業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の実施及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 第14条の規定による完了報告の期限までに下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業完了届の提出がないとき。

(5) この要綱に違反したとき。

(6) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。

(7) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定による取消しの通知にあつては補助金交付取消通知書（様式第11号）により、第2項の規定による返還の命令にあつては補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

（検査等）

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第22条 この要綱の運用に関して必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。